

「よい仕事おこしフェア実行委員会」との協定について

1 主旨

世田谷区と「よい仕事おこしフェア実行委員会(事務局：城南信用金庫)」との間で、地域社会の発展及び地域経済の活性化に向けた協力・連携に関する協定を締結する。

よい仕事おこしフェア実行委員会：

全国の信用金庫が連携し、そのネットワークを生かして中小企業のビジネスマッチングなどの展示商談会を実施している。それ以外にも、フェアの実施のみならず、ネットワークを活かした各種中小企業支援や、地域経済の活性化、地方創生に関する様々な取組を実施している。

2 協力・連携事項

世田谷区及び「よい仕事おこしフェア実行委員会(事務局：城南信用金庫)」双方の有するネットワークや資源を活用した中小企業支援、地域経済活性化に向けた連携・協力を行う。

(1) ネットワークを活用した中小企業支援及び地域創生に関する事項

- ・地域産業のPRや他地域企業とのマッチングに関する連携
- ・起業・創業に関する取組みの連携
- ・経営相談に関する取組みの連携
- ・働き方に関する取組みの連携
- ・事業承継等に関する取組みの連携

(2) ネットワークを活用したSDGs及び地域課題解決への取組みに関する事項

- ・SDGsに関する取組みの連携
- ・地域課題解決に関する取組みの連携

(3) その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域経済の活性化のために必要な事項

3 協定書案

別添のとおり。

4 具体的な連携事業

コロナ禍における地域産業活性化に資する取組みを行うとともに、持続可能な社会の実現に向けた中長期的な取組みについても連携した事業を行う。まずは、以下事業から具体的に取り組みを開始し、順次、取組を広げていく。

(1) コロナ禍における地域産業活性化事業

コロナ禍に対応した地域産業活性化応援プロジェクト

よい仕事おこしフェア実行委員会のネットワークを通じて区内外事業者とのマッチングを図ることで、新商品開発や販路拡大を支援。

区内飲食・小売業支援(つながろうプロジェクト)

区内の個店に対して、よい仕事おこしフェアが運営する飲食店向けテイクアウト支援特設サイト(つながろうプロジェクト)への掲載の働きかけを行い、PR や販路拡大を促す。

よい仕事おこしフェアへの出展支援

全国規模での事業者の出会いや地元商品のアピールの場である「よい仕事おこしフェア」への区内事業者の出展を働きかけ、PR や事業者間のマッチングを促す。その際、世田谷区が出展するブースを活用した出展支援を行う。

よい仕事おこしプラザを活用した区内事業者のPR(コロナ後を想定)

令和2年7月に羽田イノベーションシティに開設されたよい仕事おこしプラザへ区のブースを設置するなど、区内事業者を支援。

(2) 今後の社会・地域課題解決に向けた支援

世界的にSDGsやESG投資が注目される中、SDGsやESGへ対応しようとする区内事業者に向けた支援策について研究を行う。

5 今後のスケジュール

令和3年 1月 協定締結(予定)

(案)

地域経済の活性化に向けた連携に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と、よい仕事おこしフェア実行委員会(以下「乙」という。)は、地域社会の発展に寄与するため、互いに支援及び協力することを合意し、本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、産業の振興又は地域経済の活性化を図るため相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項について互いに連携・協力し活動する。

- (1) 甲及び乙の有するネットワークを活用した中小企業支援及び地域創生に関する事項
- (2) 甲及び乙の有するネットワークを活用したSDGs及び地域課題解決への取組みに関する事項
- (3) その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域経済の活性化のために必要な事項

(協議事項)

第3条 具体的な協力の形式、事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間において、その都度協議し決定するものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく支援及び協力を実施するうえで知り得た情報を、第2条に定める協力事項の遂行のためのみに利用するものとし、相手方の同意を得ることなく、当該情報を第三者に開示又は提供等してはならない。
2 前項の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、甲乙の代表者が本協定を締結した日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
2 本協定の有効期間は、甲又は乙から、有効期間満了日の1ヶ月前までに、更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容にて1年毎に自動的に更新されるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 甲及び乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確

約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、連携及び協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(その他)

第7条 本協定に関し疑義が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議を行い、円満な解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年 月 日

世田谷区世田谷四丁目2番27号
甲 世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂 展人

東京都品川区西五反田7丁目2番3号
乙 よい仕事おこしフェア実行委員会
事務局
代表者 城南信用金庫
理事長 川本 恭治